

加賀藩における海岸砂防林造成過程

萱 田 寛 也

はじめに

一 河北郡における海岸砂防林造成過程

(一) 松苗下付の承認

(二) 松苗下付後の動向

二 羽咋郡における海岸砂防林造成過程

(一) 造成計画の詳細

(二) 造成計画の進捗状況

おわりに

はじめに

本稿は、加賀藩を事例に海岸砂防林の造成過程について考察することを目的とする。加賀藩は、加賀国の能美郡・石川郡・河北郡、能登国の羽咋郡・鹿島郡・鳳至郡・珠洲郡、越中国の射水郡・新川・砺波郡を領地としたが、本稿では河北郡や羽咋郡に造成された海岸砂防林を事例にする。ま

加賀藩における海岸砂防林造成過程

た、「海岸砂防林」という言葉を、保安林の一種である飛砂防止林のうち、海岸沿いに位置し、防潮・防風・防雪の目的も兼ねる場合があるものとして使用する⁽¹⁾。

海岸沿いの地域では、内陸の地域と異なり、塩分を含む風が強く吹き、砂も飛散する。飛散した砂は、田畑・川などに堆積し、農作物の生育障害や川床の上昇による河川氾濫など大きな影響を与える。これは江戸時代においても同様であり、当時の人々は砂の飛散を防ぐ対策を講じる必要があった。その中でも代表的な対策として海岸砂防林の造成が挙げられる。

近世日本の海岸砂防林を扱った研究の嚆矢として、遠藤安太郎氏の研究⁽²⁾が挙げられる。遠藤氏は、飛砂防止林の一種として海岸砂防林を位置づけるとともに、全国諸藩や幕府領において、海岸砂防林をめぐってどのような政策が実施されたのか分析した。その後、主に東北地方を対象とした研究が発表される。たとえば立石友男氏は庄内砂丘、近年では芳賀和樹氏が弘前藩や秋田藩、田原昇氏が越後国新潟町周辺、菊池慶子氏が仙台藩を対象に海岸砂防林造成過程について検討している⁽³⁾。

本稿で取り上げる加賀藩においても、飛砂は人々の生活に大きな影響を与えた。たとえば、河北郡大根布村の肝煎⁽⁴⁾四郎右衛門や組合頭の与兵衛らが寛政五年（一七九三）に十村理右衛門を通じて、加州郡奉行に提出した願書⁽⁶⁾を事例にしよう。この願書において四郎右衛門らは、同村の周囲に林が無く、河北潟湖に家があるため、毎年に砂が吹きかかること、背後の砂山が崩壊する恐れがあるので、長期の居住が困難なことを主張する。そのうえで、隣接する本根布村^(もとねふ)の北方で二五〇間の土地を借りて家を建て、そこに村人を転居させたいこと、本根布村に支障が無いようであれば藩の許可が欲しいと願い出た。願書を取り次いだ理右衛門も「大根布村家越砂山なたれ落、居住難罷成旨相断、見分仕候所相違無御座候⁽⁷⁾」と四郎右衛門らの願書に誤りは無いことを記し、さらに大根布村の申し出を承認する旨を記した本根布村の書状⁽⁸⁾も添えている。願書を受け取った郡奉行は、「御用番御年寄衆江相達御聞届之上承届候⁽⁹⁾」と、藩の執政を担う年寄衆の承認を受けたと返答している。

右の事例のように、加賀藩領内では、飛砂は生活環境を変えざるを得ないほどの影響を与えることがあった。そのため研究の対象として、しばしば石川県内の自治体史で取り上げられ、飛砂による被害や対策の様子について、藩内各地の事例が集積されている。加賀藩領全体については石川県山林会編『石川県山林誌⁽¹⁾』、石川県編『石川県史 第参編⁽¹²⁾』、石川県林業史編さん委員会編『石川県林業史⁽¹³⁾』が挙げられる。また、本稿で対象とする河北郡域では、河北郡役所編『石川県河北郡誌⁽¹⁴⁾』、中山又次郎『内灘郷土史⁽¹⁵⁾』、宇ノ気町史編纂委員会編『石川県宇ノ気町史⁽¹⁶⁾』、七塚町史編纂専門委員会編『七塚町史⁽¹⁷⁾』、金沢市史編さん委員会編『金沢市史 通史編2 近世⁽¹⁸⁾』、羽咋郡域では、羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史 近世編⁽¹⁹⁾』、富来

町史編纂委員会編『富来町史 通史編⁽²⁰⁾』も海岸砂防林に言及している。自治体史以外でも、遠藤氏が日本全国の海岸砂防林について取り上げるなかで、加賀藩の事例を取り上げている⁽²¹⁾。また、山口隆治氏は、加賀藩領各地でいつ海岸砂防林の植林が実施され、藩がどのような対策を実施したのか検討している⁽²²⁾。

右の研究を通じて、加賀藩は、領民からの願いに応じて海岸砂防のため松苗を下付したり、實垣の設置を承認したり、造成に関わる費用の一部補助などを行ったりする場合があったこと、領民に対して造成地の下枝を折ったり、下草を刈ったりすることを禁止したことなどが明らかにされている。

ただし、加賀藩における海岸砂防林の造成過程についてはさらなる検討の余地がある。これまでの研究でも指摘されているが、海岸砂防林造成の契機の一つとして、領民からの願書があった。しかしながら、領民からの願書は、藩内でどのようなプロセスを経て承認されたのか、また、そもそも領民からの願書にはどのような内容が記され、実際の造成作業はどのように進行的だったのかという点までは分析がほとんど進んでいない。そこで本論では、これらの点について、日本海に接する河北郡と羽咋郡に造成された海岸砂防林の事例から検討したい。

まず、第一章では、河北郡向栗崎村とその隣村である本根布村にかけて造成された海岸砂防林を事例にする。同地の十村は、海岸砂防林に利用するため松苗の下付を願い出て、藩からの承認を得た。この願書がどのようなプロセスを経て認められたのか検討したい。第二章では、羽咋郡に位置する富来砂丘^(とぎ)に造成された海岸砂防林を事例にする。この事例では、領民が藩に対して、造成に伴う費用の一部を補助してくれるように願い出て

いる。その際、造成作業の実施期間、作業に必要な材料や人足の費用の見積もりを記した計画書と一緒に提出している。また、造成作業の進捗がわかる記録も残っているので、海岸砂防林の造成過程を計画初期段階から把握することが可能となる。

一 河北郡における海岸砂防林造成過程

(一) 松苗下付の承認

向粟崎村と本根布村はともに西を日本海、東を河北潟に挟まれ、日本海沿いには砂丘が発達する地域であった。

本章では、「改作所旧記」⁽²³⁾に収録されている事例に注目したい。同史料は、改作所の古い留記のうち、万治元年（一六五八）から享保七年（一七三二）までの重要な達書など二六〇〇余りの項目を編年体形式で抜粋した史料である。⁽²⁴⁾成立年代は不明だが、編者の高沢忠順は、宝暦七年（一七五七）に家督を相続し、御馬廻、能州郡奉行、加州郡奉行、物頭並御作事奉行を勤め、寛政十一年（一七九九）に六九歳で死去しているので、同史料は一八世紀後半の成立と考えられる。

さて、ここでは元禄十二年（一六九九）二月に願書が提出された海岸砂防林に注目したい。なお、史料中の丸数字は引用者が便宜的に付し、読点の位置も適宜修正した。

〔史料一〕⁽²⁵⁾

覚

一、二千本

苗松 但四尺より六尺迄

加賀藩における海岸砂防林造成過程

右加賀郡向粟崎村・本根布村之方浜砂吹込、潟廻水流之川幅せばく罷成申候、先年者川幅百五十間程も御座候所、近年川幅五六十間計に而底も浅く罷成、洪水時分者早速水引不申に付、潟廻之御田地水込に罷成申候、右苗松被下候者、水下人足を以爲植申度奉存候、漸々松茂り候はゞ、砂吹出不申、水引も宜可有御座と奉存候間、被仰付可被下候、以上、

元禄十二年二月二日

潟廻十村両郡連名①

右絵図を添、改作奉行へ出す、依而改作御奉行奥書、御算用場奉行奥書、御年寄衆へ上げ、入御覧、可為願之趣旨被仰出、改作所并御算用場奥書左に記②

右潟廻り砂込之所、去年私共之内致見分候処、十村共了簡仕通、松植候はゞ、畢竟砂除に相成可然存候、其分に仕置候者、次第に川浅相成、大分田地水押に可罷成候間、願之通松植候様可被仰付候哉、粟ヶ崎御亭近辺之儀に御座候に付、御相談申上候、以上、

卯二月七日

改作御奉行九人連名

野村五郎兵衛殿

不破平左衛門殿

小塚善左衛門殿③

右之通十村共書付、改作奉行僉議之趣相記出之申候、砂山之儀に候故、苗松植候共砂吹込埋可申様存候に付、一向砂込に而川幅せばく罷成候分、川掘仕様申付候処、大分之儀に御座候に付、難相叶候、先年粟ヶ崎に松為御植被成候時分、大砂込之辺に四五本植置候処、砂吹埋不申、松生付有之候旨十村共申候、自普請に可仕旨申候間、苗松被下、

植候様可被仰付候哉、以上、

二月十日

野村五郎兵衛

不破平左衛門

小塚善左衛門

横山左衛門殿

前田対馬殿

奥村耆岐殿

村井出雲殿

前田備前殿④

表書并絵図入御覽候条、紙面之通可被申渡候、以上、

己卯二月廿四日

奥村耆岐⑤

〔史料二〕の内容について、①から順に確認したい。①は元禄一二年二月二日に河北潟廻の十村が作成した書状である。②の冒頭に「右絵図を添、改作奉行へ出す」と記されていることから、改作奉行に宛てて提出されたことがうかがえる。残念ながら絵図は残っていないので、詳細は確認できない。ただし、十村によると、河北郡向栗崎村より本根布村にかけての浜から砂が吹き込み、河北潟の周りを流れる川の幅が狭くなった。以前は川幅が一五〇間あったが、砂が積もった影響で近年では五〇六〇間程の幅になり、川底も浅くなった。そのため、洪水の際はすぐに水がひかなくなり、潟の周囲の田畑に水が入り込んでしまっている。そこで、二〇〇〇本の松苗(四尺〇六尺)の下付を希望した。もし希望が認められたら、人足に指示して松苗を浜に植えさせたいとしている。また、松が成長すれば、砂が風によって飛散することではなく、水はけも良くなるだろうと見通しを示している。

②冒頭の「改作奉行奥書、御算用場奉行奥書、御年寄衆へ上げ」という部分より、十村からの書状に改作奉行や算用場奉行の奥書が付され、年寄衆に上申されたことがわかる。また、年寄衆が書状を「入御覧、可為願之趣旨被仰出」と記されていることから、藩主綱紀のもとまで書状が届いたことも推察できる。

③と④は、それぞれ改作奉行と算用場奉行が作成した奥書である。③は、氏名は省略されているが、九名の改作奉行が野村永重以下三名の算用場奉行に宛てて二月七日に提出している。改作奉行は、十村が申し立てた河北潟周辺の様子が、一年前に改作奉行が見分した際と相違ないこと、松苗を植えないと田畑に水が溜まる恐れがあることを指摘し、十村の要望どおりに松苗を植えることを推奨している。

④は、野村ら三名の算用場奉行から年寄衆の横山任風以下五名に二月一〇日に宛てている。冒頭に「右之通十村共書付、改作奉行僉議之趣相記出之申候」と記されているとおり、野村らは十村の書状①や、改作奉行内で話し合われた内容③とともに年寄衆に書状を提出していることがわかる。当初、算用場奉行は海岸砂防のために松苗を渡すことに懐疑的な見方を持っていた。松苗を植える予定の場所は、砂丘状になっているので、苗を植えても砂に埋もれてしまう可能性があったからである。そのため、砂の堆積によって川幅が狭くなった箇所を掘り返す方が良いと考えていた。しかし、砂が堆積している範囲が広範囲にわたり、実施は難しかった。また、十村の申し立てによると、以前栗崎村(向栗崎村に隣接)に松を植えた時、四〇五本の松を砂が高く積もっている箇所に植えたが、砂によって松が埋もれることなく、しっかりと生長したという。植林作業は十村が主体となって実施することも踏まえて、算用場奉行は十村の要望ど

おり、松苗の下付を認めるように年寄衆に要請している。

年寄まで伝達された書状は、おそらく藩主の確認を経て、⑤に記されているように二月二四日に年寄衆の奥村直輝より承認の旨が伝達された。

右の事例より、松苗の下付が承認されるまでの過程がうかがえる。十村は願書を作成して、改作奉行に提出した。改作奉行は、十村の申し出に不備がなければ、自らの意見を添えて算用場奉行に書状を提出した。算用場奉行も同様に、十村や改作奉行の書状とともに自らの意見を加えて年寄衆に書状を提出し、年寄衆は藩主に願書を届けたと思われる。ただし、③の末尾に「粟ヶ崎御亭近辺之儀に御座候に付、御相談申上候」と記されているとおり、今回の事例は例外である可能性も否めない。「粟ヶ崎御亭」は、藩主綱紀が寛文一〇年（一六七〇）に粟崎村に造成した屋敷である。綱紀は、鷹狩の際などにしばしばこの屋敷に立ち寄っていた。藩主が利用する施設が海岸砂防林造成予定地の近くに位置したため、改作奉行が特例として算用場奉行に相談した可能性が考えられる。そうすると、通常の事例では、改作奉行の許可があれば松苗の下付が認められることになるが、この点については他の事例も確認する必要がある。

（二） 松苗下付後の動向

前節で述べたとおり、浜辺に松苗を植栽することが認められたので、早速造成作業は始まった。「史料二」からわかるとおり、松苗の下付は翌年以降も実施された。この史料は元禄一三年に忠縄村や南森下村など河北郡の八村から改作奉行に宛てて出された書状である。

〔史料二〕⁽²⁹⁾

加賀藩における海岸砂防林造成過程

覚

一、千本

右加賀郡粟ヶ崎より本根布村之間浜通為砂除、去春御断申上、苗松植申所に、枯松も出来仕、其上風当りつよき所松うすく御座候故、植たし申度所も御座候、右苗被為懸御意被下候者、水下人足を以只今為植申度奉存、御断申上候、以上

「去春御断申上、苗松植申所」と記されていることを踏まえると、前節で取り上げた海岸砂防林と同一であることがわかる。元禄一二年に植えた松苗の一部は、翌一三年には早くも枯れてきてしまった。そのうえ、風が強く当たる箇所では、どうしても松が成長できない箇所が出てきている。そのため、追加で松苗を植えたく、一〇〇〇本の下付を願っている。右の史料では引用していないが、改作奉行が奥書に「為植申様に相談仕候間、御渡可被成候」と記しているので、村からの願は認められたようである。

同一四年にも「河北郡向粟崎村・本根布村浜辺苗松、去々年より去年も植、今年又千五百本植る」⁽³⁰⁾、翌一五年八月にも「苗松二千本、粟ヶ崎より本根布浜迄之間、今年も又願聞届に而、水下人足を以植候由」⁽³¹⁾と記されているとおり、一四年には一五〇〇本、一五年には二〇〇〇本の松苗下付の願いが村側から出されたので、藩はその願いを聞き入れ、松苗を与えた。⁽³²⁾

二 羽咋郡における海岸砂防林造成過程

(一) 造成計画の詳細

前章では、海岸砂防林の造成が許可されるまでの過程について検討した。本章では、海岸砂防林造成計画の詳細について、羽咋郡富来砂丘を事例に考察したい。ここでは、「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」(以下、「一件」と表記)という史料に注目する。この史料には「表1」に示したとおり、弘化三年(一八四六)～嘉永五年(一八五二)にかけて全一五項目の内容が収録されている。「内容」欄からうかがえるように、海岸砂防林の造成計画・進捗状況・結果などについて記されている。

まず本節では、造成計画の内容について確認したい。「史料三」は、領家町村肝煎の次助ら羽咋郡富来組を構成する村の村役人など一四名から弘化三年四月に提出された願書⁽³⁴⁾である。

〔史料三〕

(昨以下南七)

羽咋 郡富来組八幡村・八幡座主村・中泉村・給分村・里本江村、

此五ヶ村領、海辺ニ近ク、西南ノ高風ニ者御田地江浜砂吹込、地味相衰、余村相応之作柄ニ而茂、右五ヶ村は取劣リ仕、難渋打重り時々御難題ニも相成候ニ付、寛政三年海辺風請松植付方暨砂留垣奉願御聞届被下、松苗買集植付、砂留垣も仕候処、余程吹揚砂相防、御田地之為に相成候得共、砂留垣段々相損、又々以前ニ立返り候ニ付、享和三年重而奉願上、右海辺より御田地之方手頃ニおゐて風請松植付、其余者砂留垣被仰付、松苗代共、惣而御入用拾三貫七百目被仰付御普請出来

仕、追々松も及成長ニ、御田地吹込砂相減難有義ニ奉存候、然処砂留垣年々を纏而腐損、要々之所者其年切自普請繕候得共、兎角長キ丁間之儀暨数遍之垣ニ而、難渋之小村自力ニ者全ク難及儀、乍併両度之植松ニ而往古迄者員数御座候所、天保元年より同八年迄度々之凶作、非常之困窮仕候ニ付、砂留書無之様相成、且成木之松すら相減、風口出来、五ヶ村田畠又々砂吹揚、百姓迷惑仕候ニ付、天保十二年御詮義之上、砂留垣等勢子方主附被仰付、段々出勢仕候得共、元来大根入用之義ニ付、出道不容易、自然与不行届様成行、一統困入申候、此通りニ而者五ヶ村御田地往々相衰、乍恐御不益之場江至り可申、甚以歎ケ敷奉存、五ヶ村重々相談仕候得共、銀子之出道行当申候、依而右浜領村領家町村共七ヶ村打込打返相談仕、海際より百間計去、砂浜長式百間ニ幅五拾間、長三百間ニ幅五拾間式ヶ所、夫より上ニ式百間計隔り、長五百間ニ幅式拾間壹ヶ所メ三ヶ所、当午年より来ル子年迄七ヶ年を以、追々松苗を植附、貯用林に被仰付可被下候、尤所方領付之者ニ而も、一円手指不仕様、御縮方嚴重被仰付、其外享和度之通、砂留メ簀垣被仰付被下候ハ、植付候松苗も生附成長仕、御田地江吹揚砂も相防可申奉存候、且又右松苗ニ而者砂浜炎天之節枯申義も無覺東御座候間、合歛木ヲ海手等松間ニ植交、松林迄之榮立候得者、五ヶ村之御田地与貯用林之間ニ而、砂浜凡式拾万歩計畠新開出来可仕、唯今指懸り候趣者、砂留垣不仕而者難相成、就而者垣囲之中ニ而松苗ヲ植付、林立候ハ、第一古田砂除之為ニ而、且ハ御徳用之儀与奉存候、此段御詮議被成下、願之通被仰付被下候ハ、難有儀ニ奉存候、依而御入用銀精誠仕、左ニ書上申候

(中略)

惣御入用銀

合式拾參貫貳百八拾貳匁四分

内

七貫八百八拾貳匁四分 領付村々より相勤可申奉存候

残而

拾五貫四百目

御仕入被仰付被下候様奉願上候

此内

三貫目 当午六月被仰付被下候様奉願上候

三貫目 来未二月同断

三貫目 来申二月同断

壹貫六百目 来酉二月同断

壹貫六百目 来戌二月同断

壹貫六百目 来子二月同断

ノ

右之通御仕入方被仰付被下候様奉願上候、左候得者私共村々ニおゐても尚更勢子ヲ加イ、永久御難題不申上候様仕度奉存、重々相談之上御入用指詰書上之申候、御見分上ノ上何卒宜敷被仰付可被下候、仍而別紙絵図相添奉願上候、以上

(年月、差出、宛所略)

右の引用部分の前半では、寛政年間以降の富来砂丘周辺の様子がうかがえる。富来組に所属する八幡村・八幡座主村・中泉村・給分村・里本江村の五カ村は、海岸に近いところに位置したため、西南からの風により、田地に砂が吹き込み、地味が悪くない状況であった。そこで、寛政三年(一七九二)に海からの風を受けるための松を植栽すること、砂の飛散を防

加賀藩における海岸砂防林造成過程

ぐ砂留垣の設置を願い出て、藩の許可を得た。そのため、村々は松苗を植え付け、砂留垣を設置したところ、多くの砂が吹き上がることを防ぐことができ、田地の状況も良くなった。ところが、次第に砂留垣が損傷し、以前の状態に戻ってしまった。よって、享和三年(一八〇三)に再度藩に対して、松の植栽と砂留垣の設置を願い出た。この時も藩の承認を得たうえで、藩より松苗代などとして一三貫七〇〇匁が支給されたので、松の植栽や砂留垣の修理を実施できた。その後、松が成長し、田地に吹き込む砂の量も減少したが、年数が経つにつれて再度砂留垣が損傷してしまった。必要な箇所は修繕をしたが、垣が長く複数の層にわたっているもので、困窮している村が修理することは難しかった。しかしながら寛政三年と享和三年の植栽により松の本数は増加したものの、天保元年(一八三〇)～八年に発生した凶作によって事態は一変する。村々が困窮し、砂留垣の管理が行き届かなくなったこと、成長した松の本数が減り、風の通り道ができてしまい、五カ村の田畑に砂がかかるようになってしまった。対応策として、同一二年に砂留垣の管理をする人物を任命したが、多額の費用が必要なためうまく事が運ばない状況であった。

このような状況を改善するため、引用部分の後半で、次助らは藩に以下の四点を願い出ている。第一は貯用林⁽³⁵⁾の指定である。海岸から一〇〇間ほど陸地に入った砂浜のうち二か所(二〇〇間×五〇間と三〇〇間×五〇間)とさらに二〇〇間ほど離れた一か所(五〇〇間×二〇間)の計三か所に、七年かけて松苗を植えるためであった。右の三か所は領民であっても「一円手指不仕様、御縮方厳重被仰付」と、出入りの制限を要請した。第二は寛政三年や享和三年の対策と同様に砂留垣の設置である。砂留垣の設置により、松苗の成長が促進され、田地に砂がかかることも防げるとしている。第三

は松苗を植える方法や場所についてである。炎天下の砂浜では、松苗が枯れてしまう恐れがあるので、ネムノキも一緒に植えることを求めている。

また、松苗の周囲を砂留垣で囲むことも希望している。第四は松苗の植付や砂留垣にかかる費用の一部補助である。次助らの見積もりによると、松苗の植付や砂留垣の設置にかかる費用は、人足の賃銀も含めると二三貫二八二匁四分であった。そのうち七貫八八二匁四分は村が負担をするので、残りの一五貫四〇〇匁を最初の三年間(弘化三年～嘉永元年)は三貫ずつ、四年目～七年目の四年間(嘉永二年～五年)は一貫六〇〇匁⁽³⁶⁾ずつ、計七年間の分割で藩が負担してくれるように願っている。

なお、中略した箇所では、砂留垣の長さ・設置場所や費用、植え付ける松やネムノキの苗の本数、人足の人数や賃銀などの見積もりが具体的に記されている。これらをまとめたものが「表2」～「表4」である。

「表2」は、砂留垣の設置場所・長さ・費用についてまとめたものである。それぞれの場所に(A)～(F)や(a)～(e)の記号を割り振ったが、これは「図1」の(A)～(F)や(a)～(e)に対応している。「表2」ならびに「図1」より、(A)～(D)の場所には、それぞれ層状に砂留垣を設置する予定であったことがわかる。たとえば領家町村～里本江村領字小釜家建際(A)では、海側から順に「海手壱番垣」(a)・「海手貳番垣」(b)・「海手三番垣」(c)・「海手四番垣」(d)の設置を予定していた。層状に配置することで砂の飛散をできるだけ防ごうとしていたことが推察される。したがって砂留垣の長さが合計で六六九〇間と膨大な距離になっている。⁽³⁷⁾一間の砂留垣を設置するにあたり材料の調達費として一匁二分六厘かかるので、⁽³⁸⁾全ての材料を調達するために八貫四二九匁四分の費用がかかった。砂留垣を設置する人足は四四六人必要で、その合計の費用として六六九匁が計上さ

れている。一人あたりに換算すると賃銀が一匁五分で、担当する垣の長さは一五間となる。

「表3」は、海岸砂防林として松やネムノキの苗を植える場所・規模・本数・費用についてまとめたものである。合計で四か所に植える計画になっていた。いずれの場所も一坪あたり三本ずつ植え、一本あたりの費用は六匁かかる計算であった。「里本江村・中泉村・八幡座主村・八幡村領御用地境砂吹込場所」のみ村が所持する松林の扱いで、残りの三か所は貯用林の扱いであった。

「表4」は、「表3」に記載した松やネムノキの苗を植える際に必要な人足の人数や費用についてである。貯用林は一七五〇人、村が所持する松林では一三一一人の人足が必要であった。ただし、一人が一日に六〇本植栽すること、賃銀が一匁五分であることは共通している。

以上の内容を記した次助らの願書①は、願書の内容に相違ない旨を記した十村の吉左衛門の奥書②や願書の内容を補足する書状③とともに、改作奉行所に提出された。改作奉行側の返答④の付札に「仕法之通今般格別遂詮議承候条以来聊無油断可致出精事」と記されていることから、願書の内容は承認されたことがわかる。

(二) 造成計画の進捗状況

藩の承認を得たので、村側は砂留垣の設置や松苗の植栽を実施していく。造成作業の流れとして、年始に一年間の作業計画を提出したこと、定期的に作業の進捗状況を確認したこと、年末に一年で支出した費用を報告したことが推察される。以下、順に説明したい。

まず、作業計画の提出について、嘉永四年二月の事例⁽¹⁰⁾をもとに述べたい。吉左衛門ら三名は、荒木平助ら三名に宛てて、領家町・中浜・里本江・八幡・八幡座主の各村領に計一三〇〇本の松苗を今年中に植えること、本数は未定だが柳や鼠松も植えること、⁽³⁹⁾砂留垣の修繕も早急に行う予定であることを報告している。

次に作業の進捗状況の確認についてみてみよう。吉左衛門らは植栽された松苗の本数や砂留垣の設置状況を、実際に廻村して確認している。たとえば嘉永二年三月に廻村した際には、嘉永元年までに約一九〇〇本の松苗が植栽されたことを確認している⁽⁶⁾。また、嘉永四年九月の見分の際には各場所の砂留垣の修理状況について次のとおり記録している⁽¹¹⁾。

〔史料四〕

- 一 海手壺番垣 但、修理相済申候
- 一 同 式番垣 但、右同断
- 一 同 三番垣半出来 但、出来残り之分当秋新出来申談置候
- 一 同 四番垣 但修理相済申候

〔史料四〕は領家町村・里本江村領字小釜家建際(A)における砂留垣の設置状況や修理状況について記した部分である。「壺番垣」(a)・「式番垣」(b)・「四番垣」(d)は修理が完了したものの、「三番垣」(c)は半分程度の完成状況であった。同様に他の場所(B)・(D)についても、それぞれの垣の設置状況や修理状況を記録している。

最後に支出した費用の報告についてである。この点について、嘉永二年一〇月に里本江村など七カ村が提出した書上帳⁽⁸⁾に注目しよう。この書上帳には、「表5」のとおり、嘉永二年の一年間で支出した項目が掲載されている。松苗の購入・人足の賃銀・砂留垣の設置費用として計三貫

八六三匁一分五厘を計上している。具体的な内訳は松苗代が六九五匁六分四厘、松苗を植える人足の賃銀が二六七匁、砂留垣に使用する草代が七六二匁三分二厘、杭代が五一匁五厘、設置にあたる人足代が六五二匁五分、ふち代が四四三匁四厘、縄代が二七三匁六分、柳や鼠松を植える人足の賃銀が二五八匁であった。

以上のように、弘化三年から七年間の計画で、砂留垣や海岸砂防林の造成を進めた。その結果、六年目の嘉永四年にはかなりの成果を挙げたようである。同年九月に吉左衛門や荒木平助ら五名が改作奉行所に宛てて提出した書状⁽¹⁴⁾のなかで、平助が村々を見分したときの様子について報告している。まず、松苗について、中には成長していない苗や、砂に埋もれてしまった苗もあるが、「所々垣等出来方宜相見江」と、砂留垣の設置を始めて順調に育っていること、柳や鼠松を植えた箇所も「追々草生茂り候ケ所も有之」と、草が生え始めていること、その結果「拾丁四方程之無地、只今二而八畢竟畑地等ニも可相成体相顕、既ニ右地元之内江里本江村より家建壺軒仕候者も有之」と、今まで草も生えていなかった一〇丁四方の土地が、現在は畑地の様相を呈し、里本江村の村民も家を一軒建てるといった報告をしている。

おわりに

本稿では、加賀藩を事例に海岸砂防林の造成過程について、造成の一つの契機である領民からの願書に注目して、二つの視点から検討した。第一は、藩内でのようなプロセスを経て承認されたのかという点である。第一章で取り上げた事例では、海岸砂防林に利用するための松苗下付の願

が、十村↓改作奉行↓算用場奉行↓年寄↓藩主を経て承認されたことを指摘した。また、改作奉行や算用場奉行から提出された意見には、十村の意見を踏まえている部分があるので、植栽予定地の見分をしやすい十村の意見も重視されたことがうかがえる。ただし、今回の事例は、造成予定地が藩主が利用する屋敷に近いという事情を考慮する必要があるので、他の事例も収集する必要がある。

第二は、領民からの願書の内容やその後の動向についてである。第二章で検討した事例では、領民は砂留垣や海岸砂防林の造成費用の一部補助などを要望した。さらに、植栽に必要な松苗の本数・人足の賃銀・設置する砂留垣の規模についてなどの見積もりも提出していた。藩からの承認を得た後、村側は造成作業を進めていく。作業の進捗状況を把握するため、年始に一年間の計画書を提出、定期的に十村たちが見分を実施、年末に支出した費用の報告をしていたと考えられる。これらの過程を経て造成された海岸砂防林は、砂の飛散や風を防ぐことができ、草の生長や村民の移住に影響を与えたことがうかがえる。

さて、第一章・第二章の事例からうかがえるように、村側は海岸砂防林の造成にかなり熱心であったことが読み取れる。その背景として、冒頭に説明したように飛砂による被害の軽減という意味合いが大きかったが、これにくわえて新田開発という側面もあったと考えられる。⁽⁴⁰⁾第二章で取り上げた「史料三」の後半部に「松林迄之栄立候得者、五ヶ村之御田地与貯用林之間ニ而、砂浜凡式拾万歩計畠新開出来可仕」と記されていることに注目したい。植栽した松林が順調に生育すれば、八幡村などの五ヶ村の田地と海岸砂防林の間に二〇万歩もの開発用の土地が確保できるとしている。加賀藩において海岸砂防林が果たした役割について、今後も他の事例を踏

まえつつ考察していく必要がある。

註

- (1) 遠藤安太郎編『日本山林史 保護林篇 上』(日本山林史刊行会、一九三四年)五四六頁を参照。
- (2) 註(1)。
- (3) 立石友男『海岸砂丘の変貌』(大明堂、一九八九年)、芳賀和樹「防風林・砂防林」(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』(東京堂出版、二〇一二年)、田原昇「越後国新潟町の海岸砂防林と新潟奉行川村修就」(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学Ⅱ』(東京堂出版、二〇一五年)、菊池慶子『よみがえるふるさとの歴史 10 仙台藩の海岸林と村の暮らし クロマツを植えて災害に備える』(蕃山房、二〇一六年)。
- (4) 他藩の名主や庄屋に相当する者で、一村一人を原則として選ばれた。
- (5) 他藩の大庄屋に相当。村をいくつか集めた組を管轄した。郡奉行や改作奉行の指示を伝えるなどした。また、組内の行政事務を担当するとともに年貢の徴収も行った。
- (6) 「寛政五年 大根布村所替家建願」(内灘町史編さん専門委員会編『内灘町史』(石川県河北郡内灘町、一九八二年) 九一六―九一七頁)。
- (7) 註(6)、九一七頁。
- (8) 「寛政五年 大根布村、本根布村移住御請書」(註6、九一七―九一八頁)。
- (9) 註(6)、九一七頁。
- (10) 年寄は、本多家・長家・横山家・村井家・前田家(二家)・奥村家(二家)の八家のみ就任することができる。毎月交代で政務を主任する月番制となっていて、当番月の際は御用番と称した。
- (11) 石川県山林会、一九一二年。特に第六章第一「林野の保護」。
- (12) 石川県、一九二九年。特に第五章第四節「林業」。
- (13) 石川県山林協会、一九九七年。特に第二章「近世前期の林政」。

(14) 石川県河北郡、一九二〇年初版。特に第一章「産業」。本稿では復刻版「臨川書店、一九八五年」を参照。

(15) 内灘町役場、一九六三年。本稿では復刻版(内灘町役場、一九七四年)を使用。

(16) 宇ノ気町役場、一九七〇年。特に第一編第四章「藩政期の金津組」(若林喜三郎執筆)。

(17) 石川県七塚町役場、一九七六年。特に第二部第二編第一章「七塚町の農業」(中寫正吾執筆)。

(18) 金沢市、二〇〇五年。特に第四編第五章第一節「林業資源の確保」(前川哲朗執筆)。なお、金沢は河北郡と石川郡の二郡にまたがっている。石川郡域では、大野町史編集委員会編『金沢市大野町史』(大野町史編集委員会、一九七六年)の第四章「藩政と大野」(福田弘光執筆)にも海岸砂防林についての記述がある。

(19) 羽咋市役所、一九七四年。特に第三章第八節「山と砂丘」(高沢裕一執筆)。

(20) 石川県羽咋郡富来町役場、一九七七年。特に第三章第二節「近世の産業」(清水隆久執筆)。

(21) 註(1)五六九〜五七九頁。また、大日本山林会編『郷土を創造せし人々 海岸砂防篇』(大日本山林会、一九三四年)一一一〜一三九頁においても、加賀藩・石川県で砂防に取り組んだ人々や地域について言及している。

(22) 『加賀藩林政史の研究』(法政大学出版局、一九八七年)、『加賀藩山廻役の研究』(桂書房、一九九八年)、『加賀藩林野制度の研究』(法政大学出版局、二〇〇三年)、『加賀藩の林政』(桂書房、二〇一九年)。山口氏は、加賀藩の支藩である大聖寺藩内で造成された海岸砂防林についても言及している。

(23) 金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫、一六、六四―三九。本稿では、太田敬太郎校訂『改作所旧記』上・中・下(石川県図書館協会、一九三九年)を参照。

(24) 『改作所旧記』の書誌情報は金沢市立図書館編『加越能文庫解説目録 下巻』(金沢市立図書館、一九八一年)三二六頁を参照。

(25) 註(23)『改作所旧記』中、二一八〜二一九頁。

(26) 寛文元年(一六六一)に常置された役職で農政を担当。一般行政を担当した郡奉行とともに十村を管轄。

加賀藩における海岸砂防林造成過程

(27) 加賀郡は室町時代中期以降、河北郡と改称された。しかし、寛文一一年から元禄一三年(一七〇〇)まで加賀郡に名称が戻り、同年以降再度河北郡と呼ばれる。本稿では、煩雑を避けるため、史料引用を除き、河北郡という名称で統一する。

(28) 算用場は加賀藩の財政全般を司る役所である。算用場奉行は改作奉行や郡奉行など複数の役職を統轄した。

(29) 註(23)『改作所旧記』中、二四五〜二四六頁。

(30) 註(23)『改作所旧記』中、二八八頁。

(31) 註(23)『改作所旧記』中、二九九頁。

(32) また、正徳二年(七一二)二月にも、石川郡と河北郡の十村七名が改作奉行に対して、向栗崎村と本根布村の浜辺に植栽するため三〇〇本の松苗の下付を願っている(加州郡方旧記)第二冊、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫、一六、六三―七七)。

(33) 「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」(『日本林政史調査資料』金沢藩第三号、徳川林政史研究所蔵)。煩雑をさけるため、「一件」の記述を引用する場合は出典の注記はしない。遠藤安太郎編『日本山林史 保護林篇 資料』(日本山林史研究会、一九三六年)五六七〜五八三頁にて活字化されているほか、註(1)五七〇〜五七二頁においても同史料の内容について言及がある。

(34) 丸数字は「表1」の番号欄に対応。以下の丸数字も同様。

(35) 凶作用の村林として享和元年(一八〇一)に設置され、次第に藩有林同様に扱われるようになった林である。註(22)『加賀藩の林政』一九頁参照。

(36) 「一件」では、一貫六〇〇匁の支給が「来西二月」・「来戊二月」・「来子二月」の三年間となっているが、これは『日本林政史調査資料』筆写時の書き漏らしと思われる。註(33)五七〇頁では、右の三年間のほか「来亥二月」も一貫六〇〇匁を支給する時期として明記されているので、本稿では四年間にわたって一貫六〇〇匁の支給を村側が要請したと判断した。

(37) 「表2」の「長さ」欄の数字を合計すると六六八五間となる。しかし、「一件」では「惣垣間数合六千六百九拾間」と記されている。

(38) 一匁二分六厘の内訳として、垣杭代が四分五厘、「ふち竹」代が三分六厘、

「簀柴」代が四分、垣を結ぶ縄代として五厘が計上されている。

(39) 当初の計画であれば松苗とネムノキを植える予定であった。しかし、嘉永五年（一八五二）一〇月に相神村の弥六と萩谷村の勇作が改作奉行所に宛てた書状⁽¹⁵⁾によると、「合歡苗手近ニ無御座、取越雑用も過分相懸、鼠松・柳ハ手寄ニ御座候」と記されている。ネムノキの苗が近くに生息しておらず、取り寄せに費

用がかかるため、代替として入手しやすい鼠松や柳を使用したことがわかる。

(40) 芳賀氏は、海岸砂防林が各地で本格的に植林される時期が一七世紀末であること、植林の背景には、砂丘やその後背湿地の新田開発があったことを指摘している(註(3)「防風林・砂防林」二二九～二三〇頁)。

表1 「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」に収録されている項目

番号	年代	月	差出	宛所	内容	備考
①	弘化3年	4	領家町村肝煎 次助他13名	地頭町村 吉左衛門殿他2名	富来砂丘に砂留垣を設置・松苗を植えること・費用の一部補助などを嘆願、費用の見積もりも提示。	改作奉行よりの付札あり。
②			地頭町村 吉左衛門他2名	御改作御奉行所	次助らの願書①に相違が無いことを記した奥書。	
③	(弘化3年)	4	地頭町村 吉左衛門他2名	御改作御奉行所	次助らの願書①の補足。	改作奉行よりの付札あり。
④	弘化3年	4	領家町村肝煎 次助他14名	地頭町村 吉左衛門殿他2名	次助らの願書①が認められたことへの礼状。	
⑤	(嘉永2年)	3		三輪親司	嘉永2年に完成した砂留垣の長さや植えた松苗の本数。	
⑥	(嘉永2年)	3			嘉永2年3月に廻村した際に報告を受けた、嘉永元年までに松苗を植えた本数。	
⑦	(嘉永2年)	9	地頭町村 吉左衛門他2名	三輪氏宛	砂留垣設置作業の進捗。	
⑧	嘉永2年	10	里本江村肝煎 太郎次郎印	相神村 弥六殿他1名	嘉永2年に支出した費用。	「横折」・「嘉永二年 砂留垣御普請杭竹等買入物書上申帳」と記載
⑨		2	地頭町村 吉左衛門他2名		嘉永4年に植える予定の松苗の本数・場所。	
⑩	嘉永4年	2	領家町村 吉左衛門他2名	荒木平助様他2名	嘉永4年の春に植栽する松苗の本数。鼠松植栽予定の報告。砂留垣の設置作業の進捗。	
⑪	嘉永4年	9	地頭町村 吉左衛門他2名	御扶持人中様	砂留垣の修理状況など見分の結果報告。	
⑫	(嘉永4年)	9			貯用林の位置について絵図。	
⑬	嘉永4年	9	領家町村組合頭 砂留垣勢子 兼帯 文右衛門他8名	地頭町村 吉左衛門殿他6名	砂留垣の設置や松の生長に伴い、砂の飛散が軽減されたことを報告。砂の飛散を抑えるため、近くの場所に家を建設したく、費用の一部補助を要望。	
⑭	(嘉永4年)	9	地頭町村 吉左衛門他4名	御改作御奉行所	文右衛門らの願書⑬への補足。	改作奉行よりの付札あり。
⑮	(嘉永5年)	10	相神村 弥六他1名	御改作御奉行所	砂留垣の設置状況や松苗の植栽状況について報告。今後の費用の支出の相談。	

「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」(『日本林政史調査資料』金沢藩第23号、徳川林政史研究所蔵)より作成。

・差出と宛所はともに史料の表記に従った。

・差出と宛所が複数名いる場合は初筆の者を表記。

・括弧つきで年代を表記している場合、史料に年代は明記されていないが、十二支の表記から推測した。

表2 砂留垣の設置場所・長さ・費用

場所	記号	垣の名前	記号	長さ
領家町村～里本江村領字小釜家建際	A	海手壺番垣	a	350間
		海手式番垣	b	350間
		海手三番垣	c	350間
		海手四番垣	d	230間
字小釜村～中浜村	B	西手壺番垣	a	400間
		西手式番垣	b	400間
		西手三番垣	c	400間
		西手四番垣	d	400間
領家町村～給分村之内新入釜	C	中道壺番垣	a	500間
		中道式番垣	b	530間
		中道三番垣	c	530間
里本江村～中浜村	D	御田地境壺番垣	a	100間
		御田地境式番垣	b	150間
		御田地境三番垣	c	200間
		御田地境四番垣	d	570間
		御田地境五番垣	e	810間
八幡座主村～里本江村				
八幡村～給分村				
給分村之内字新入釜、里本江村之内字谷釜	E	砂除囲垣		265間
中浜村	F	砂除囲垣		150間

砂留垣の設置費用 ※1間あたりの費用は1匁2分6厘		8貫429匁4分
人足の賃銀 ※1人あたり15間で1匁5分		669匁 (計446人)
合計の費用		9貫98匁4分

前掲「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」のうち①より作成。

表3 松とネムノキの苗を植える場所・規模・本数・費用

場所	規模	本数	費用	用途
小釜～中浜村・相神村	長300間×幅50間	45000本	2貫700匁	貯用林
領家町村～里本江村字小釜	長200間×幅50間	30000本	1貫800匁	貯用林
領家町村～給分村字新入釜	長500間×幅20間	30000本	1貫800匁	貯用林
里本江村・中泉村・八幡座主村・ 八幡村領御田地境砂吹込場所	(20625坪)	61875本	3貫712匁5分	村方松林

前掲「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」のうち①より作成。

・「規模」欄で括弧つきで表記している箇所は、史料では間数が明記されていないが、合計本数が61875本、一坪あたりに植える本数が3本であることから坪数を計算した。

表4 松やネムノキの苗を植える人足の賃銀

人数	内訳	費用
1750人	貯用林の松苗の植付 1人につき1日60本植付、賃銀は1匁5分	2貫650匁
1311人	村方松林における松苗の植付 1人につき1日60本植付、賃銀は1匁5分	1貫546匁5分

前掲「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」のうち①より作成。

表5 嘉永2年の支出一覧

項目	費用	合計	備考
松苗	695匁6分4厘	11594本	1本につき6厘
松苗植付人足	267匁	178人	1人につき1匁5分
垣ぐさ	762匁3分2厘	5864束	1束につき1分3厘
人足	652匁5分	435人	1人につき1匁5分
杭	511匁5厘	3407本	1本につき1分5厘
ふち代	443匁4厘	2769本	1本につき1分6厘
縄	273匁6分	262束	1束につき1匁2分
鼠松・柳を植える人足	258匁	172人	1人につき1匁5分

前掲「羽咋郡富来浜御田地風除松植付方並砂留垣願方等一件」のうち⑧より作成。

- ・「松苗」の費用について、史料では「六百九拾五両六分四厘」と記されているが、1本の松苗につき6厘の費用がかかること、合計植え付け本数が11594本であることから、両ではなく匁の誤記であると判断した。
- ・「ふち代」の費用について、史料では虫損のため一部の数字が読み取れないが、合計の費用と他の項目の費用との差から算出。

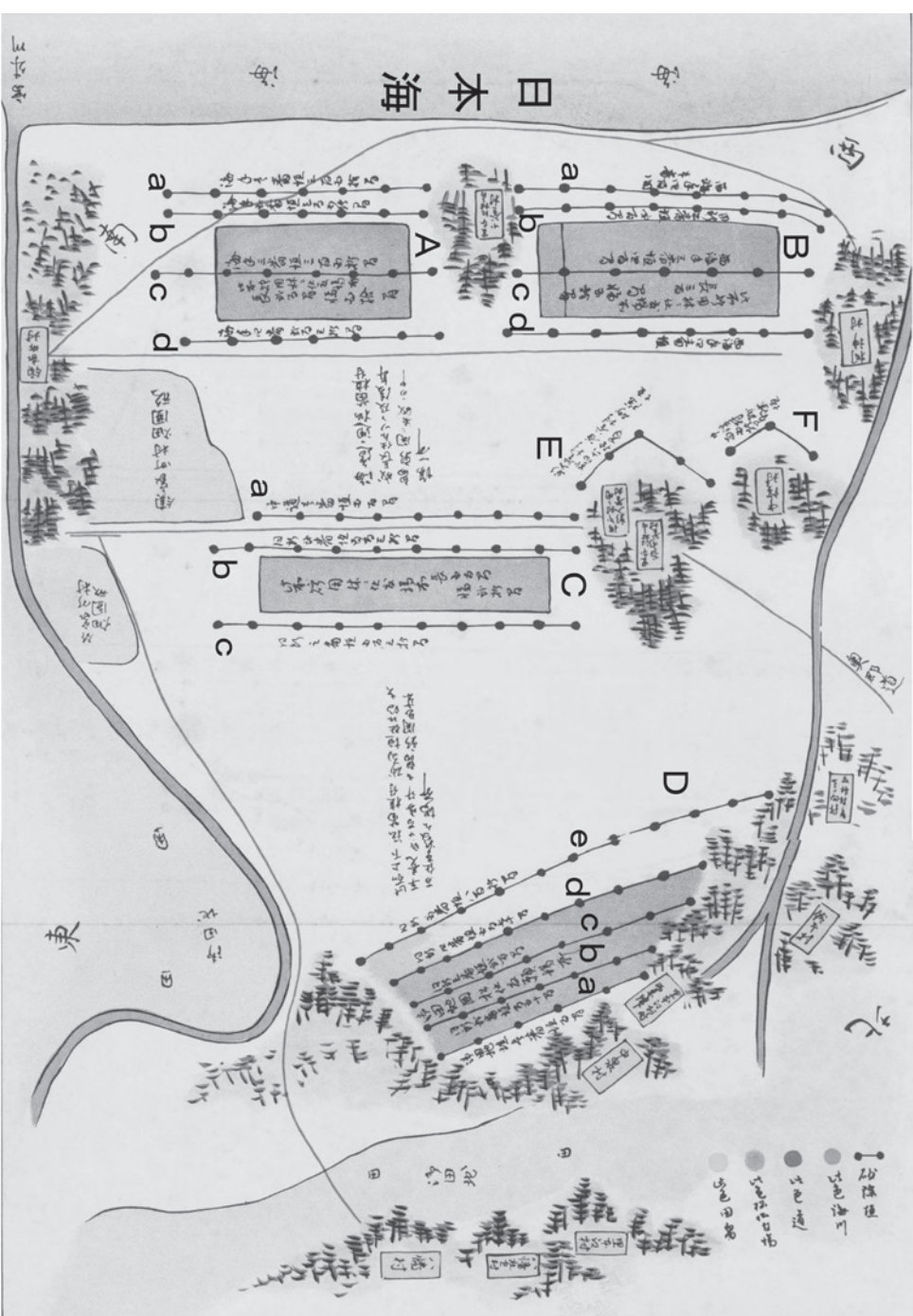


図1 雷来砂丘に造成された砂留垣や海岸砂防林の位置

(遠藤安太郎編『日本山林史 保護林篇 下』(日本山林史刊行会、1934年) 96頁の図を加工して作成、国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dlndi.go.jp/pid/1235419> (最終閲覧日: 2025年1月24日))